

【2024 年度共同研究費成果(経過) 報告書】

子どもの権利擁護に関する研究 II ～子どもアドボカシーの実現に向けて～

藤田美枝子^{*,1)}、村瀬 修²⁾、名倉恒夫²⁾、田光江美子²⁾、中村康江²⁾

¹⁾聖隷クリストファー大学、²⁾浜松市児童家庭支援センター

<はじめに>

1989年の子どもの権利条約の規定を受けて、イギリスやカナダは2002年ごろから子どもの意見表明を行政、司法の手續に反映するための独自のアドボケイト制度を設置し、子どもの権利擁護に取り組んでいる。アドボカシー（意見表明等支援）とは、子ども・若者のために声を上げ、彼らの意見・願いが意思決定者に聞かれ、意思決定者に影響することを確実にすることである（ジェーン・ダリンプル、2011）。一方、日本では、2023年に子ども家庭庁が発足してこども基本法が施行され、子どもの意見が尊重される法制度がやっと整えられたことで、子どもアドボカシーについての取り組みが始まったばかりである。子どもが権利の主体として大切にされ大人が子どもの声に耳を傾ける社会の実現のために、昨年度に継続して民間団体と協働して研究を行った。

<研究の目的>

- 1 子どもアドボカシーの先進事例の訪問調査により実践を具体的に明らかにする。
- 2 子どもアドボカシーについての理解を深めるための講演会を開催する。（研究科と共催）
- 3 1での実践例や文献研究等から、浜松市における今後の課題を明らかにする。

<研究の結果と成果>

1 先進事例の訪問調査

(1) 子どもアドボカシーセンターわかやま（一社 toddle わかやま）

①月日:2025年1月16日（木）

②場所:子どもアドボカシーセンターわかやま

③内容:わかやまの子どもアドボカシー実践について聞いた。【図1子どもの気持ち確認カード】
訪問形態は要請応答型で、県の委託事業として明確な仕組みあり。一時保護された全ての子どもへの訪問を行い、必ず一回はアドボケイトがカード等（図1）を使って気持ちを確認する。

④アドボケイト登録24名（弁護士等も含む）

(2) 江戸川区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）一時保護所

①日時:2025年3月22日（土）

②場所:江戸川区児童相談所一時保護所（図2:2・3階は児童相談所）

③実施主体:一般社団法人 子どもの声からはじめよう

【図2 江戸川区一時保護所】

④内容:江戸川区では2021年からアドボケイトが一時保護所で活動を行っている。全体的活動状況は電子データにして児相、区担当者、アドボケイトコーディネーターが共有する。毎週1回三者の話し合いの場が持たれ、子どもが意見表明を希望する内容、対応の状況確認を行う。2023年度江戸川区児相一時保護所で225人の子どもとアドボケイトが面談を実施。

2 子どもアドボカシー講演会

①日時:12月7日（土）

②参加者:約80名（ハイブリッド形式・支援者、学校関係者、一般等）

③内容:学校におけるこどもの「意見表明」の機会を考えよう！「ルールメイキング」の取り組み

④講師:藤本雅衣子（認定 NPO 法人カタリバ みんなのルールメイキング事業責任者）

<今後の課題>

浜松市でも来年度から意見表明等支援事業への取り組みが開始される。独立アドボカシーとして子どもの気持ちを聴くことのできるアドボケイトの育成が重要である。まずは、社会的養護の領域からスタートするが、子どもアドボカシーの視点が社会全般へ広がることが必要と考える。

倫理審査	☐ 承認番号（ ） ■該当しない
利益相反	■なし ☐ あり（ ）